

第5次三田市総合計画後期基本計画策定支援業務委託(令和7年度) 仕様書

1. 業務の名称

第5次三田市総合計画後期基本計画策定支援業務委託

2. 業務目的

本市では、令和4年度から令和13年度までの10カ年計画として第5次三田市総合計画を策定したが、前期基本計画の計画期間が令和8年度までとなっていることから、第5次三田市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)(令和9年度～13年度)の策定を支援するもの。

また、総合計画と一体的に策定した第2期三田版総合戦略が令和8年度までとなっていることから、併せて第3期三田版総合戦略(以下「総合戦略」という)(令和9年度～13年度)の策定を支援するもの。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで(令和8年度業務は市単独で実施予定)

4. 後期基本計画等策定の基本的な考え方

(1)後期基本計画等の策定業務範囲

①基本構想(令和4年度～令和13年度の10年間)

- ・原則として変更しないが、最新データによる人口推計の新たな算定を行う。
- ・その他、人口の動向、産業構造、社会潮流、土地利用等について時点修正を行う。

②基本計画(令和9年度～令和13年度の5年間)

- ・後期5カ年の計画として改定する。
- ・構成、体系等は原則として変更しない。
- ・各施策に掲げる市の取り組みに対して、前期計画の振り返りを受けた修正を行う。既存の括りで対応しにくいものは、各施策項目の追加等を検討する。
- ・本市が実施した「三田市での暮らしと幸せ実感度調査」結果を、各施策に掲げる市の取り組みや成果指標に反映する。
- ・「さんだ里山スマートシティ構想」と「総合計画」を統合させる。

③第3期三田版総合戦略(令和9年度～令和13年度の5年間)

- ・第2期三田版総合戦略は、第5次総合計画と一体的に策定しているが、第2期三田版総合戦略の振り返りを踏まえるとともに後期基本計画の方向性を鑑みながら、新たに総合戦略を策定する。

(2)策定体制

①三田市総合計画審議会

- ・前期基本計画及び第2期三田版総合戦略の振り返り評価の実施、後期基本計画案の審議を行う。

- ・令和7年度と8年度あわせて計6回開催予定。令和8年7月の答申を目指す。
- ②その他、庁内検討会議等

(3)市民参加の手法

市民意識調査の実施、総合計画審議会における市民委員(3割)及びパブリックコメント手続による。

5. 委託業務内容

下記項目について、市と協議のうえ支援するものとする。

- (1)基礎調査・分析等に関する支援
- (2)後期基本計画素案作成支援の作成 ※総合戦略素案作成支援を含む。
- (3)業務報告書の作成

6. 委託業務の概要

(1)基礎調査・分析等に関する支援

最新数値における新たな人口推計及び三田市を取り巻く社会経済情勢、外部環境変化等について整理を行うとともに、本市への影響等を分析する。

項目	受託者	市
1. 人口推計の新たな算定、 社会経済情勢の動向等に関するデータ整理及び分析、 取りまとめ	○	
2. 基礎調査に必要なデータの提供		○

(2)後期基本計画素案作成支援 (総合戦略素案作成支援を含む。)

令和8年1月以降に開催の総合計画審議会を目指し素案を作成する。各施策に掲げる市の取り組みに対して、前期計画の振り返り(※)等を受けた修正を行う。既存の括りに対応しにくいものは、各施策項目の追加等を検討する。また、本市が実施した「三田市での暮らしと幸せ実感度調査」の反映を行う。

※前期基本計画の総括について、内部評価を三田市が実施し、外部評価は総合計画審議会で行う。これらを踏まえて後期基本計画へ反映していく。

項目	受託者	市
1. 後期基本計画素案の作成、取りまとめ	○	○
2. 総合戦略素案の検討、決定		○
3. 総合戦略素案の作成、取りまとめ	○	○

7. 成果品

成果品の項目、数量等は以下のとおりとする。

成果品項目	数量
1. 上記6(1)に係る電子データ、その他収集した統計資料等の関係資料 ※業務完了時に業務報告書として取りまとめ提出す	印刷物1部及び 同内容の電子データ

る。	
2. 上記6(2)に係る計画素案の電子データ ※R8年3月末までの議論内容を反映したもの。	印刷物1部及び 同内容の電子データ

※上記の電子データは、Microsoft Office Word、Excel 形式及び PDF 形式とする。

8. 特記事項

後期基本計画は、令和8年12月の市議会定例会で承認議決を得ることを目標に策定を進めるものとする。令和7年度は業務を委託し、令和8年度は市単独で策定業務を進める予定。

9. 【参考】年度別実施予定業務及び役割

(1) 令和7年度

- ① 基礎調査・分析等【受託者】
- ② 第5次総合計画(基本構想・基本計画)修正原案作成【受託者】
- ③ 総合計画審議会の開催・運営支援【市】
- ④ 市民意識調査【別途契約】
- ⑤ well-being ワークショップ【市または別途契約】
- ⑥ 前期基本計画及び第2期三田版総合戦略の検証業務【市】
- ⑦ 庁内検討会議【市】

(2) 令和8年度【市単独実施予定】

- ① 第5次総合計画(基本構想・基本計画)修正原案作成及び印刷用データ作成
- ② 総合計画審議会開催・運営
- ③ 庁内検討会議運営
- ④ パブリックコメントの実施
- ⑤ 第5次総合計画書等の印刷

10. その他

- 受託者は、個人情報保護法(施行令や施行規則含む)や三田市個人情報保護法施行条例及び三田市情報セキュリティポリシー等の各規定を遵守すること。
- 受託者は、本事業の実施により得られた情報(個人情報・機密情報)や成果物、資料等を、目的外に利用することや、本市の許可なく第三者に提供しないこと。なお、契約期間が終了した後も同様とする。
- 受託者は、情報セキュリティの遵守事項に違反する事項が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- 受託者は、本事業の実施により得られた成果物の所有権、著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)及び利用権を、本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- 受託者は、事業の実施にあたり、受託者以外の第三者が保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、受託者が事業を実施するうえで、第三者から権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決すること。
- 打ち合わせや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。
- 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、定めるものとする。